総務委員会資料 令和5年9月26日 総務部総務課

# 品川区いじめ問題調査委員会による調査結果について

## 1 事案の概要

- 令和2年に区立中学校生徒に対し、机に「しね」などと書かれた紙片の投入等が繰り返しあり、学校は直ちにこれをいじめと認定した。
- その後もいじめ行為は止まらず、当該生徒は適応障害と診断され、同年1 0月に転校を余儀なくされた。
- 令和4年3月、教育委員会はこれを「いじめ重大事態」と認定し、品川区 いじめ対策委員会の調査をした結果、学校・教育委員会の対応に課題があっ たことが明らかとなった。
- 区長は、教育委員会からの上記結果の報告を受け、本件対応に関する課題 の検証と今後の再発防止が必要であると判断し、品川区いじめ問題調査委員 会による調査を行った。

## 2 本委員会による調査結果

# (1)調査経過

| 実施年月日     | 内容                      |
|-----------|-------------------------|
| 令和5年6月26日 | 第1回委員会の開催               |
| 同年7月3日    | 被害生徒およびその保護者への聞取り       |
| 同年7月12日   | 当時の校区教育協働委員(2名)への聞取り    |
| 同年7月14日   | 第2回委員会の開催               |
| 同年7月19日   | 当時の教育委員会事務局担当者(2名)への聞取り |
|           | 当時の学校関係者(1名)への聞取り       |
| 同年7月31日   | 当時の学校関係者(1名)への聞取り       |
| 同年8月1日    | 当時の教育委員会事務局担当者(2名)への聞取り |
| 同年8月4日    | 第3回委員会の開催               |
| 同年8月31日   | 第4回委員会の開催               |

## (2)調査結果

別添「【概要】令和5年8月31日付調査報告書」のとおり

## 3 今後の対応

- (1) いじめ相談窓口を新たに区長部局にも設置し、いじめ専門相談員(弁護士)による第三者的視点を活用しながら、教育委員会等との連携の下、早期発見・早期解決に向けて機動的な対応を図っていく。
- (2) いじめポータルサイトを開設し、家庭や地域等に対していじめへの理解・認識を深めてもらうなど、いじめ防止に向けた啓発活動を推進していく。
- (3) 上記対応にあたり、いじめ防止対策推進法の趣旨や重大事態ガイドラインの理解を深め、他自治体におけるいじめ事案への取組みを絶えず確認するなど、いじめ対策に係る知見を広げていく。

# 【概要】令和5年8月31日付調査報告書(品川区いじめ問題調査委員会)

## 1 品川区いじめ対策委員会の調査内容の検証および調査結果の評価

#### 〇調査内容の検証

- ・学校および教育委員会が本事案を「いじめ重大事態」として認知・対応できなかった原因検 証が行われていない。
- ・教育委員会の対応に関する記載がほとんどなく、教育委員会事務局へのヒアリングを実施し た形跡もない。
- ・いじめ重大事態の認定(R4.4)から調査結果(R5.3)まで約1年要し、長すぎる。

## 〇調査結果(答申)の検証

- ・本件いじめを巡る事実関係に一部未記載がある。(教育委員会事務局が被害生徒保護者から複数回直接要望・相談を受けていたこと など)
- ・令和2年6月以降、学校が本件いじめの実態解明や解決に向け有効な手段が取れなくなっていたにもかかわらず、外部に強く協力を求めなかったことは問題である。
- ・教育委員会の問題として、教育委員会が自ら被害生徒の心情を理解する必要はなく、本件い じめを学校が解決すべき問題として捉えているように読み取れる。
- ・学校から教育委員会に対して随時状況報告が行われていたと認められるため、調査結果にい う「学校の区教育委員会への説明が不十分なものであった」とは認められない。
- ・調査結果は、教育委員会の学校への強い是正指導を行使できなかった点を問題として挙げる が、当時学校は対応能力を超えた状態と判断でき、その中で強い是正指導を行ったとしても 本件いじめが解決するとは思えない。

## 2 いじめ重大事態としての認知・対応の遅れの原因検証

## 〇いじめ重大事態の事実関係

- ・令和2年6月5日に被害生徒が意識を失い倒れ救急搬送された時点で、遅くとも「いじめ重 大事態」が発生したと認定する。
- ・教育委員会においていじめ重大事態に該当するかどうか正式に検討が行われた形跡は、令和 4年4月に至るまで見当らない。
- ・教育委員会には、いじめ重大事態の認定までのフローチャートも存在しない。
- ・学校および教育委員会では、「いじめ重大事態」を「死に至る重大な事態」等と理解し、具体 的にどのような事態が該当するか正確に理解できていない。

#### 〇いじめ重大事態としての認知・対応の遅れの原因

- ・学校および教育委員会の「いじめ重大事態」への理解不足であり、教育委員会自らがいじめ 重大事態を判断する機関との認識もなかったこと。
- ・教育委員会にいじめ重大事態の該当性を検討判断する仕組みが不足していたこと。
- ・本件いじめの重大性や本件いじめが被害生徒の心身に与える影響を十分に理解していなかっ たこと。

## 3 区長への報告が遅れた原因検証

- ・教育委員会によるいじめ重大事態としての認知が遅れたこと、また教育委員会(事務局)が その認知後の区長報告に係る事務手続きを失念したこと。
- ・法および条例施行後、一度もいじめ重大事態の認定がなされておらず、いじめ重大事態に係る事務手続きが確立していなかったこと。

# 【概要】令和5年8月31日付調査報告書(品川区いじめ問題調査委員会)

## 4 学校および教育委員会の現状認識の確認

#### 〇いじめを必ず解決しようとする姿勢の欠如

・被害生徒転出後、学校および教育委員会は本件いじめを巡る事実関係の解明を第一とするのではなく、被害生徒保護者への対応に主眼が置かれていたと認められる。

## 〇教育委員会による支援体制の不十分

- ・令和2年6月以降、学校は本件いじめへの有効な対応策を講ぜず、支援等を必要とする状態であったにもかかわらず、教育委員会による有効な支援等が行われていなかった。
- ・教育委員会は、学校からの防犯カメラ設置に係る相談に対して、具体的な解決策を示さず他 にとるべき手段があるとの実効性に欠く回答をしていた。
- ・教育委員会は、被害生徒から学校関係者あて手紙への返事に苦慮している学校に対し、「返事 を書くように」との指導にとどまった。

## 〇品川区においていじめが適切に認知されていない可能性

・学校および教育委員会のいじめ認知能力が低い可能性も相当程度存在する。

## 〇教育委員会と学校とのコミュニケーション<br/> ・ 意思疎通の不十分

- ・教育委員会に対していじめ重大事態に該当するか相談したとの学校供述に対して、教育委員 会はこれを否定しており、双方の供述が食い違っている。
- ・学校から教育委員会に対して、明確に強く自らの要望を伝えられないという組織間の問題が ある。

## ○教育委員会事務局のいじめ問題に対する取組姿勢

- ・そもそも教育委員会事務局には自ら解決しようとする姿勢が見られない。
- ・学校や保護者からの相談や要望について受け身で対応していたものと評価せざるを得ない。

## 5 同種の事態の再発防止に向け、区および区教育委員会が今後執るべき措置の検討

## 〇品川区および区教育委員会が今後採るべき措置

- ・学校および教育委員会は、どのような事態がいじめ重大事態に該当するのかなど、実効的な 研修を実施するとともに、その研修の効果測定を行うべき。
- ・学校および教育委員会がいじめ実態をどの程度把握できているか調査する必要がある (無記 名式アンケート調査等により)。
- ・学校および教育委員会は、法の趣旨や文科省ガイドラインを踏まえ、解決困難ないじめ事案 やいじめ重大事態が生じた場合には、迅速に、実効的な調査が実施できるような体制を整備 すべき。
- ・学校および教育委員会は、いじめ重大事態の発生(または発生の疑い)に係る報告ルールを 定め、その該当性を判断する認定フローを早期に確立すべき。その際、いじめ重大事態に該 当しないとの判断を含めてその判断過程を明確に記録すべき。
- ・学校および教育委員会と独立して、いじめ事案を迅速に解決するに必要な資源や権限を有す る組織の設置を検討すべき。また、他自治体の取組事例を絶えず確認しノウハウを蓄積する ほか、学校から当該組織に対するいじめ事案が適時報告される体制を整えること。